

横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱

(総則)

第1条 本市の中小企業の振興を図るため、横須賀市中小企業制度融資要綱（昭和46年4月1日制定）に基づく融資に必要な信用保証料（以下「保証料」という。）の補助については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(保証料の補助対象資金)

第2条 保証料補助の対象となる資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業資金
- (2) 経営支援資金
- (3) 小規模企業特別小口資金
- (4) 連鎖倒産防止資金
- (5) 経済変動対策資金
- (6) 商工業施設整備促進資金
- (7) 新分野事業振興特別資金
- (8) 太陽光発電設備等設置資金
- (9) 神奈川県中小企業制度融資要綱（平成12年4月1日制定）に規定する企業化支援資金（創業支援融資に限る。）

(補助の対象者)

第3条 保証料の補助を受けることができる者は、前条に定める資金の融資を受けたものとする。ただし、前条第8号に掲げる資金については、公益財団法人横須賀市産業振興財団からスタートアップオーディション奨励金の交付の対象に選定された者（以下「スタートアップオーディション奨励金交付対象者」という。）に限る。

2 前項に該当するものが保証料を払い込んだ後、1年内に補助金の交付申請を行わないときは、補助の対象としない。

(補助額)

第4条 保証料の補助額は、予算の範囲内において、前条第1項に規定する者が、神奈川県信用保証協会に払い込んだ保証料の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、20万円を限度とする。

2 第1項の規定にかかわらず、スタートアップオーディション奨励金交付対象者の補助額は、予算の範囲内において保証料の額（20万円を限度とする。）とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、連鎖倒産防止資金に係る補助額は、予算の範囲内において保証料の額とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、太陽光発電設備等設置資金に係る補助額は、予算の範囲内において保証料の額とする。ただし、20万円を限度とする。
- 5 前4項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和47年8月28日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

- 2 横須賀市中小企業信用保証料補助要綱（昭和46年4月1日制定）は、廃止する。

(平成29年4月1日から平成29年12月31日までの間における補助額の特例)

- 3 平成29年4月1日から平成29年12月31日までの間における保証料の補助額は、第4条の規定にかかわらず、予算の範囲内において、第3条第1項に規定する者が受けた融資の総額について、神奈川県信用保証協会が定めた保証料率により計算して得た保証料の総額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、20万円を限度とする。

(経済変動対策資金に係る補助額の特例)

- 4 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号若しくは第5号又は第6項の規定により認定（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた補助の対象者が、令和2年3月2日から令和3年3月31日までの間に信用保証の申込みを行い、同年5月31日までに融資が実行された経済変動対策資金に係る融資の保証料の補助額は、第4条第1項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、神奈川県信用保証協会に払い込んだ保証料の額とする。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成9年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成11年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業

制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成19年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成20年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成22年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成23年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成24年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成25年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業

制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成26年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成27年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成28年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、平成29年3月31日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月30日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて、令和6年7月29日までに融資を受けた保証料補助の対象者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱にかかわらず、なお従前の例による。